二　制限の対象とする占用物件
　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。
三　占用を制限する理由
　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年十二月二十八日

○関東地方整備局告示第三百四十六号

　次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十八年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所		
六号	土浦市中字勢至堂二五七番一地先から同市永国字根崎二五四番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所		

供用開始の期日　平成二十八年十二月二十一日

○関東地方整備局告示第三百四十七号

　次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十八年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所		
二百九十八号	市川市須和田一丁目七八番一地先から同市須和田一丁目七九番二四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所		

供用開始の期日　平成二十八年十二月二十一日

○関東地方整備局告示第三百四十八号

　次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十八年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所		
二百九十八号	市川市北国分一丁目二四六〇番九から同市北国分一丁目二五三〇番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所		

供用開始の期日　平成二十八年十二月二十一日

○関東地方整備局告示第三百四十九号

　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。
　その関係図面は、平成二十八年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

一　道路の種類及び路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所		
一般国道　二百九十八号	市川市須和田一丁目七八番一地先から同市須和田一丁目七九番二四まで	関東地方整備局及び同局首都国道事務所		

二　制限の対象とする占用物件
　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三　占用を制限する理由
　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年十二月二十二日

○関東地方整備局告示第三百五十号

　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。
　その関係図面は、平成二十八年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

一　道路の種類及び路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所		
一般国道　二百九十八号	市川市北国分一丁目二四六〇番九から同市北国分一丁目二五三〇番一地先まで	関東地方整備局及び同局首都国道事務所		

二　制限の対象とする占用物件
　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三　占用を制限する理由
　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年十二月二十二日

○中部地方整備局告示第百四十一号

　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。
　平成二十八年十二月二十一日

中部地方整備局長　塚原　浩一

第1　起業者の名称　岐阜県
第2　事業の種類
　一般県道下石笠原市之倉線改築工事（市之倉バイパス・岐阜県多治見市市之倉町十丁目地内から同市市之倉町十二丁目地内まで）
第3　起業地
1　収用の部分　岐阜県多治見市市之倉町十丁目、十一丁目及び十二丁目地内
2　使用の部分　岐阜県多治見市市之倉町十一丁目及び十二丁目地内
第4　事業の認定をした理由
　申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
1　法第20条第1号の要件への適合性
　申請に係る事業は、岐阜県多治見市市之倉町十丁目から十二丁目までの延長885mの区間（以下「本件区間」という。）における「一般県道下石笠原市之倉線改築工事（市之倉バイパス）」（以下「本件事業」という。）である。
　本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。
　したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

○関東地方整備局告示第三百四十二号

　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。
　その関係図面は、平成二十八年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

一　道路の種類及び路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所		
一般国道　二百九十八号	市川市須和田一丁目七八番一地先から同市須和田一丁目七九番二四まで	関東地方整備局及び同局首都国道事務所		

二　制限の対象とする占用物件
　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三　占用を制限する理由
　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年十二月二十二日

○関東地方整備局告示第三百四十三号

　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。
　その関係図面は、平成二十八年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

一　道路の種類及び路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所		
一般国道　二百九十八号	市川市北国分一丁目二四六〇番九から同市北国分一丁目二五三〇番一地先まで	関東地方整備局及び同局首都国道事務所		

二　制限の対象とする占用物件
　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三　占用を制限する理由
　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年十二月二十二日

○関東地方整備局告示第三百四十四号

　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。
　その関係図面は、平成二十八年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

一　道路の種類及び路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所		
一般国道　二百九十八号	市川市須和田一丁目七八番一地先から同市須和田一丁目七九番二四まで	関東地方整備局及び同局首都国道事務所		

二　制限の対象とする占用物件
　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三　占用を制限する理由
　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年十二月二十二日

○関東地方整備局告示第三百四十五号

　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。
　その関係図面は、平成二十八年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

一　道路の種類及び路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所		
一般国道　二百九十八号	市川市北国分一丁目二四六〇番九から同市北国分一丁目二五三〇番一地先まで	関東地方整備局及び同局首都国道事務所		

二　制限の対象とする占用物件
　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三　占用を制限する理由
　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年十二月二十二日

○関東地方整備局告示第三百四十六号

　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。
　その関係図面は、平成二十八年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

一　道路の種類及び路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所		
一般国道　二百九十八号	市川市須和田一丁目七八番一地先から同市須和田一丁目七九番二四まで	関東地方整備局及び同局首都国道事務所		

二　制限の対象とする占用物件
　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三　占用を制限する理由
　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年十二月二十二日

○関東地方整備局告示第三百四十七号

　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。
　その関係図面は、平成二十八年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

一　道路の種類及び路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所		
一般国道　二百九十八号	市川市北国分一丁目二四六〇番九から同市北国分一丁目二五三〇番一地先まで	関東地方整備局及び同局首都国道事務所		

二　制限の対象とする占用物件
　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三　占用を制限する理由
　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年十二月二十二日

○関東地方整備局告示第三百四十八号

　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。
　その関係図面は、平成二十八年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

一　道路の種類及び路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所		
一般国道　二百九十八号	市川市須和田一丁目七八番一地先から同市須和田一丁目七九番二四まで	関東地方整備局及び同局首都国道事務所		

二　制限の対象とする占用物件
　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三　占用を制限する理由
　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年十二月二十二日

○関東地方整備局告示第三百四十九号

　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。
　その関係図面は、平成二十八年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

一　道路の種類及び路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所		
一般国道　二百九十八号	市川市北国分一丁目二四六〇番九から同市北国分一丁目二五三〇番一地先まで	関東地方整備局及び同局首都国道事務所		

二　制限の対象とする占用物件
　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三　占用を制限する理由
　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年十二月二十二日

○関東地方整備局告示第三百五十号

　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。
　その関係図面は、平成二十八年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

一　道路の種類及び路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所		
一般国道　二百九十八号	市川市北国分一丁目二四六〇番九から同市北国分一丁目二五三〇番一地先まで	関東地方整備局及び同局首都国道事務所		

二　制限の対象とする占用物件
　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三　占用を制限する理由
　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年十二月二十二日

○中部地方整備局告示第百四十一号

　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。
　平成二十八年十二月二十一日

中部地方整備局長　塚原　浩一

第1　起業者の名称　岐阜県
第2　事業の種類
　一般県道下石笠原市之倉線改築工事（市之倉バイパス・岐阜県多治見市市之倉町十丁目地内から同市市之倉町十二丁目地内まで）
第3　起業地
1　収用の部分　岐阜県多治見市市之倉町十丁目、十一丁目及び十二丁目地内
2　使用の部分　岐阜県多治見市市之倉町十一丁目及び十二丁目地内
第4　事業の認定をした理由
　申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
1　法第20条第1号の要件への適合性
　申請に係る事業は、岐阜県多治見市市之倉町十丁目から十二丁目までの延長885mの区間（以下「本件区間」という。）における「一般県道下石笠原市之倉線改築工事（市之倉バイパス）」（以下「本件事業」という。）である。
　本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。
　したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。